

加工食品の原料原産地表示 義務表示対象品目の決定について（案）

平成 16 年 3 月 日
食品の表示に関する共同会議

平成 15 年 8 月 6 日、食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議」という。）は、報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」（以下「報告書」という。）をとりまとめた。この報告書に示された選定要件に基づいて、共同会議事務局は原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目案（以下「品目群リスト」という。）を作成し、11 月 12 日に公表した。

この「品目群リスト」に関して広く国民の意見を聴取し、最終的な義務表示対象品目の決定に反映させるため、共同会議事務局は全国 9 ヶ所（札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、徳島、福岡、那覇）で公開ヒアリングを行ったほか、書面による意見を募集した。

この結果、消費者、食品事業者、農畜水産業生産者及びこれらの団体、地方自治体等から、書面による意見が 290 件提出された。また、公開ヒアリングについては、東京会場で 12 月第 3 週に 4 日間、他の 8 都市の会場で本年 1 月中旬から 2 月初旬にかけて各 1 日間、計 67 名の意見陳述があった。

共同会議では、これらの意見をふまえ、第 13 回（平成 16 年 2 月 25 日）第 14 回（3 月 24 日）にかけて、報告書の要件に照らし義務表示対象品目の選定に関して検討を行った結果、以下のとおり義務表示対象品目を決定した。

1. 義務表示対象品目

○義務表示対象品目は以下のとおりとする。ただし、実際の品質表示基準における規定ぶりについては、今後法制的整理を経る必要があるが、いずれにしても個別品目ごとの詳細な適用関係を明示するため、別途 Q & A 方式で呈示する。

1. 乾燥野菜、乾燥きのこ類、落花生、乾燥果実、乾燥食肉、乾燥魚介類、乾燥海藻類その他乾燥した農畜水産物
2. 塩蔵野菜、塩蔵魚介類、塩蔵海藻類その他塩蔵した農畜水産物

３．調味液と混合した野菜、調味液と混合した食肉、調味液と混合した魚介類
その他調味液と混合した農畜水産物

４．カット野菜、カット果実、合挽肉、その他混合した農畜水産物及びゆでだ
こ、かつおのたたきその他生鮮食品同様に販売される農畜水産物

５．緑茶、もち、こんにゃく、あん

[豆腐、納豆]

豆腐、納豆については、身近な食品であり義務表示が必要との意見がある一方、原料の混合、切り替えが頻繁に起こること、中小零細企業が多くその都度包装を変更することは困難なこと等から、直ちに義務化のための告示は行わず、ガイドライン又は公正競争規約などにより表示の普及に努めるとともに、実行可能な表示方法を実証的に検討した後、おおむね２年後を目途に、表示の実施状況をふまえ、義務表示に移行するか否かについて共同会議において検討する。

○現行の８品目は、従来どおり義務表示対象品目とする。

○上記以外の品目は、義務表示対象品目としない。ただし、事業者の責任において任意で表示することは妨げない。

２．今後の取扱い

(1) 今回選定した義務表示対象品目については、今後、パブリックコメント、WTO通報を経て、平成１６年度半ばを目途にＪＡＳ調査会総会で決定されれば、すみやかに表示基準を改正し、これを告示する。（ただし、告示後２年間程度の猶予期間を設ける。）

(2) 加工食品の原料原産地表示については、義務表示対象品目の表示の実施状況、加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における原料農畜水産物及びこれを原料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況、トレーサビリティの進展・普及状況、消費者の関心等を踏まえつつ、一定期間内に所要の見直しを行うものとする。